



省エネ家電普及員 e マイスター倫理規程

平成17年10月制定

静岡県地球温暖化防止活動推進センター

- 第1条 省エネ家電普及員 e マイスター（以下、「e マイスター」という。）は、遵法精神に基づき、依頼者の利益を最大限に実現するように努めなければならない。
- 第2条 e マイスターは、依頼者に対して、その活動の適正、公平さを保つために必要なすべての情報を開示したうえで、専門家としての活動を公平かつ道理に適った方法で提供するように努めなければならない。
- 第3条 e マイスターは、家電省エネ診断について常に専門知識、技能、能力の向上に努めなければならない。
- 第4条 e マイスターは、家電省エネ診断の活動上知り得た依頼者の秘密を守り、節度ある行動をとらねばならない。
- 第5条 e マイスターは、家電省エネ診断の活動に誇りと責任をもち、専門家としての活動を誠実に提供しなければならない。
- 第6条 e マイスターは、誤った、あるいは誤解を招く方法で依頼者を勧誘してはならない。

第7条 e マイスターは、自己が静岡県地球温暖化防止活動推進センター（以下、「センター」という。）の見解を代弁しているとの印象を依頼者に与えてはならない。

第8条 e マイスターは、自己の活動についてセンターが責任をもつような印象を依頼者に与えてはならず、自己の活動は自己の責任において実行していることを自覚し、かつ、依頼者に対してもその旨を伝えなければならない。

第9条 e マイスターは、センターもしくは他の e マイスターの信用を傷つけ、またはセンターもしくは他の e マイスターの不名誉となるような行為をしてはならない。

第10条 e マイスターは、資格・認可が必要とされる活動については、法の定める資格・認可を得ることなく、かかる活動を行ってはならない。

第11条 e マイスターは、本規程を誠実に遵守し、家電省エネ診断活動の発展、省エネ家電の普及及び他の e マイスターとの協調に努めなければならない。

